

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子）について、申立人母子の平成23年3月分から申立人子が小学校に入学する前月である平成29年3月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人母が当時乳幼児であった申立人子の世話をしながらの避難であったこと等を考慮して223万円（平成23年3月分及び同年4月分は避難所生活のため離乳食の入手が困難であったこと及び泣き声等のため周囲の避難者に気を使うことを余儀なくされたこと等の事情を考慮し月額5万円。同年5月分以降は月額3万円）が、申立人父の平成23年5月分から平成24年3月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、避難により申立人母子と別離が生じたことを考慮して27万円（月額3万円とし、原発事故がなくとも別離が生じていたであろう期間があることを踏まえ9か月分とする。）がそれぞれ賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 損害項目

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の期間における下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

（1）申立人X1について

日常生活阻害慰謝料の増額分	自 平成23年5月1日 至 平成24年3月31日	27万円
---------------	-----------------------------	------

（2）申立人X2及び申立人X3について

日常生活阻害慰謝料の増額分	自 平成23年3月11日 至 平成29年3月31日	223万円
---------------	------------------------------	-------

2 和解金額

- (1) 被申立人は、申立人X1に対して27万円を支払う。
- (2) 被申立人は、申立人X2及び申立人X3に対し合計223万円を支払う（申立人X2及び申立人X3の連帯債権）。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の対象に限る。）に

ついて、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年4月2日

(仲介委員 市川 太)